

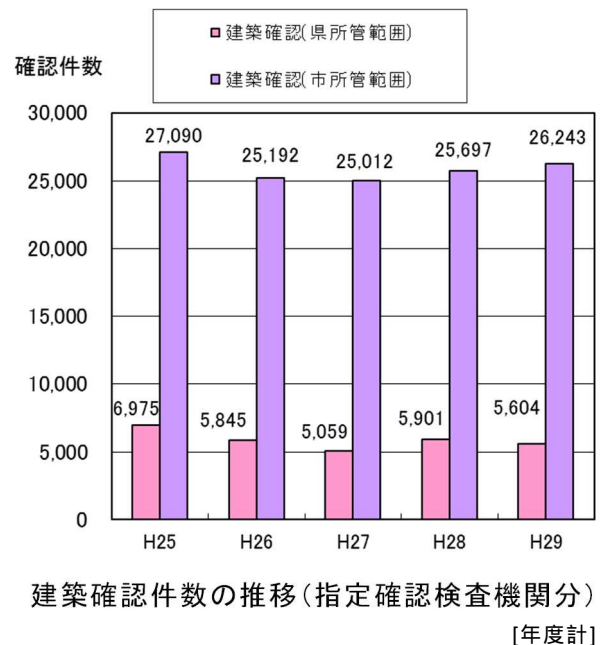
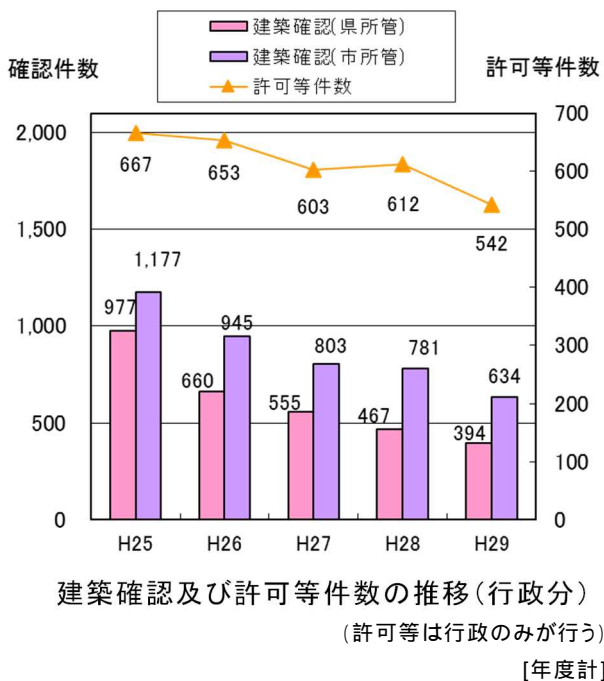
# 第 10 建 築

## 建築物の確認・許認可等に関する取組

### (1) 建築物の確認許可状況

行政庁や確認検査機関は、建築基準法に基づき、建築工事の着手前に建築主から提出される建築計画について、建築物の敷地、構造、設備及び用途規制等に関する建築基準関係規定に照らし、適合性を審査しています。また、建築物の工事中や完成後に検査を行うことにより、建築物の安全性の確保や市街地環境の整備に努めています。

法令の規制により原則的に建築できない建築物に関しては、その公益性などを考慮して特例的に建築を認める許可、認定等を行政庁において行っています。



建築基準法に基づく確認、許可の事務は、本庁においては建築指導課が、出先機関においては関係土木事務所（柏、印旛、成田、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津）が行っています。なお、特定行政庁は、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市及び流山市の13市で、小規模建築物等の事務を行う特定行政庁（限定特定行政庁）は、鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、白井市及び印西市の8市です。

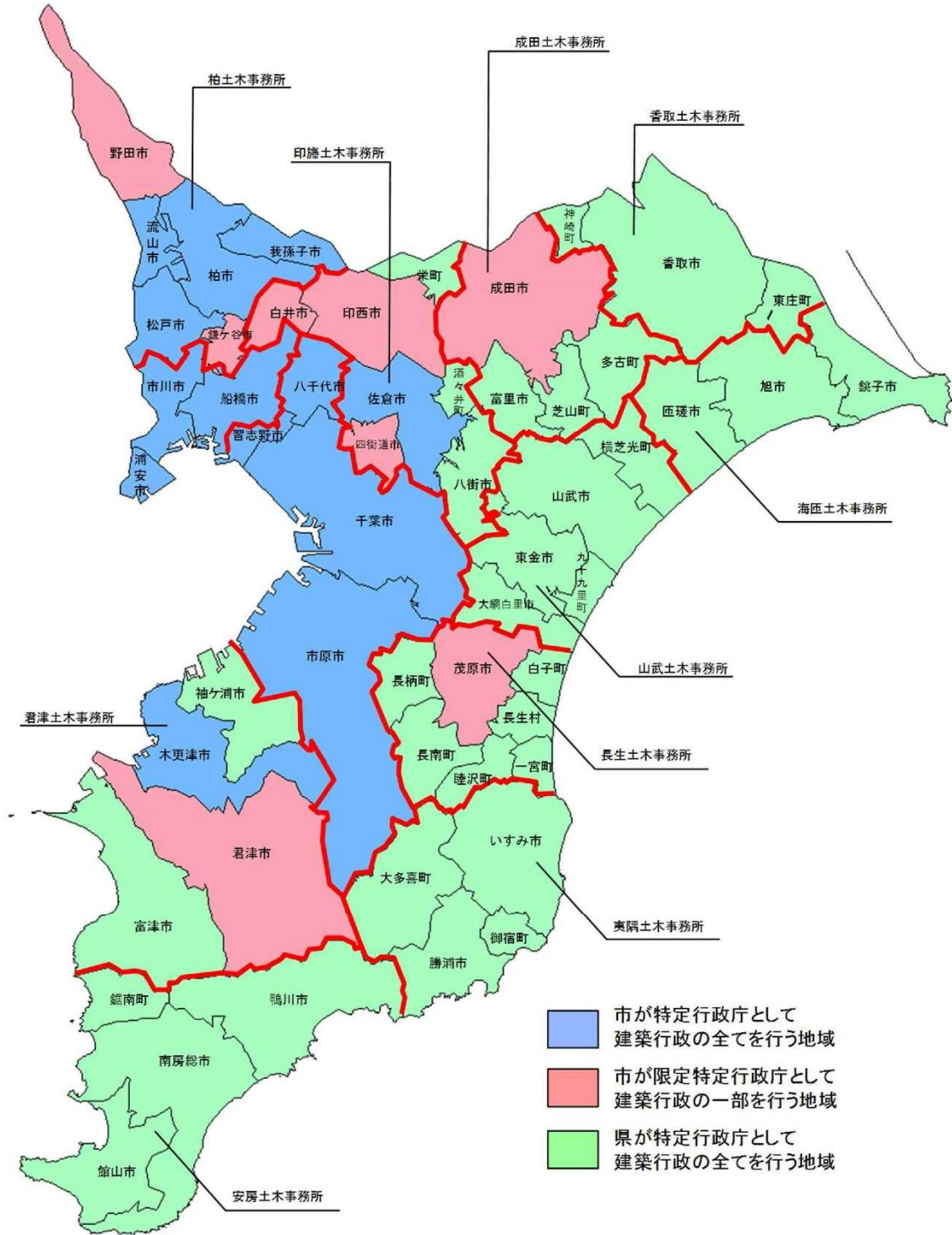
### (2) 建築物の着工状況(建築着工統計調査)

建築着工統計の調査を行っております。近年の新設住宅の着工状況は以下のとおりです。

新設住宅の着工戸数の推移 [暦年計]

年	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
戸数(戸)	47,434	45,784	49,572	52,568	47,840

# 建築行政区域図 ( H31 . 4 . 1 現在 )



## 千葉県建築行政マネジメント計画の推進

建築物の安全性を確保し、良好な住環境の整備に資するため、平成27年7月に「千葉県建築行政マネジメント計画(第2次)」を策定し、中間・完了検査の徹底を図るための取組や建築確認審査を円滑化するための取組等の各種施策を推進しています。

### 違反建築物の未然防止に関する取組

住み良いまちづくりを目指し、秩序ある都市環境・住環境を形成するため、市町村及び建築関係団体の協力を得て建築パトロールを実施しています。

また、建築監視モニター制度を活用して違反建築物の未然防止や早期発見に努めています。

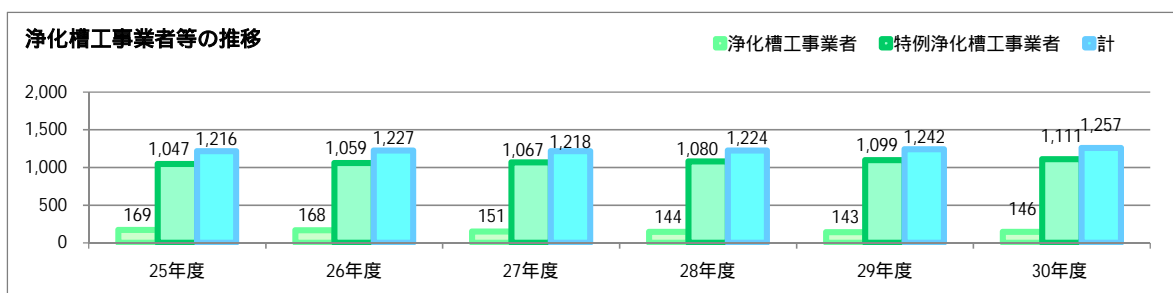
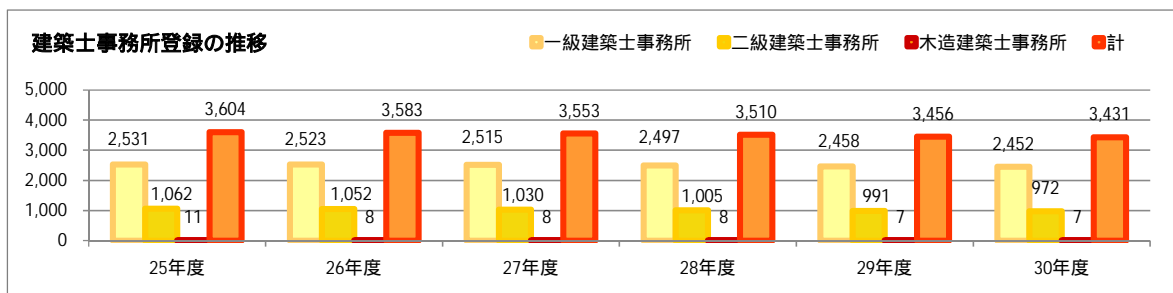
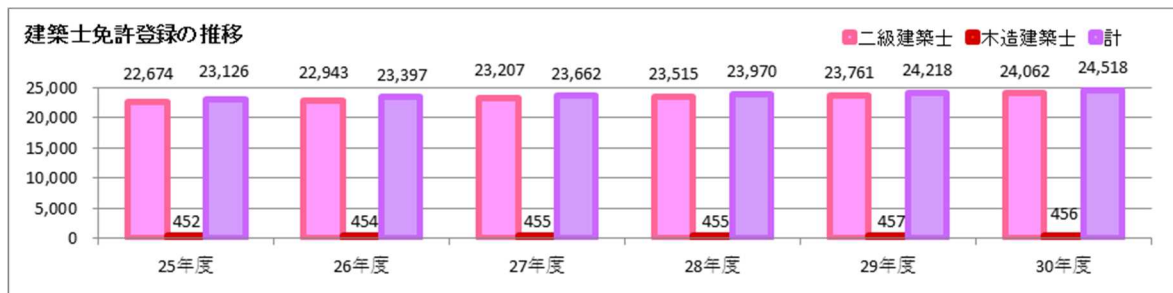


建築パトロールの様子

### 建築士・建築士事務所・浄化槽工事業者の登録等

建築士法に基づく二級建築士・木造建築士の登録及び建築士事務所の登録並びに浄化槽法に基づく浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者の登録等を行っています。

また、建築士事務所の立入調査を実施し、開設者、管理建築士に対して適正な業務の指導を行っています。



## 建築防災に関する取組

建築物の火災や地震などの災害に対応するため、建築物の適正な維持保全や耐震化等について次のような対策に取り組んでいます。

### (1)建築物の適正な維持保全

建築基準法第12条に基づく建築物・設備の定期報告制度の充実及び防災立入調査により、百貨店、ホテル、病院、学校など不特定多数の人が利用する施設の防災対策の推進に努めています。

### (2)既存建築物の耐震化等

#### ア 既存建築物の耐震診断・改修の促進

東日本大震災においても、古い基準で建てられた建築物が倒壊し、多くの被害がみられました。

既存建築物の耐震化を促進するため、千葉県耐震改修促進計画(平成31年3月一部改定)を策定し、現行の耐震基準に適合していない昭和56年以前に建てられた建築物について、耐震診断・改修の促進を図っています。

また、木造住宅の耐震診断・改修に関する講習会を開催し、技術者の養成を行っています。

#### イ 住宅・建築物の耐震化サポート事業

平成18年度より、市町村が行う既存建築物の耐震診断等に要する経費の一部を補助しています。

耐震化を促進すべく、引き続き市町村を支援してまいります。

#### ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災建築物について地震発生後の二次災害を防止し、住民の安全を確保するための判定を行う応急危険度判定士の養成を行っています。

また、県・市町村・民間が協力し、応急危険度判定の実施体制の整備を進めています。

平成28年の熊本地震では、本県から県・市職員合わせて延べ132人の応急危険度判定士を派遣し、熊本市内及び益城町で延べ829件を調査しました。



県有施設の耐震改修



耐震に係る講習会の様子(千葉市)



判定業務を行う判定士(熊本市)

### (3)戸建て住宅等の液状化対策

東日本大震災では、県内で大規模な液状化被害が発生したことから、液状化対策講習会の開催により、建築技術者等の知識・技能の向上等に努めています。

### 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する取組

高齢者、障害者等が安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる社会を目指すことを目的とした、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「千葉県福祉のまちづくり条例」が施行されています。県では、これらの法律や条例に基づき、具体的な整備基準を示して建築物の整備を誘導しています。

また、誰もが安全・安心に、快適にそして公平に利用できるよう配慮した建築物の整備を推進するため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を平成17年3月に策定し、普及・啓発に努めています。



県庁内の多機能トイレ  
(オストメイトにも対応)



エレベーター、エスカレーター、階段が隣接して設置され、移動手段が選択できるよう整備された例



高さの異なるカウンターを設け  
多様な方に配慮した受付

#### オストメイト

人工肛門や人工膀胱を保有する人のことをいいます。外科手術により肛門や膀胱を摘出し、代わりに「ストーマ」と呼ばれる排泄口を腹部に作り、そのストーマに補助具(蓄便袋、蓄尿袋)を装着し、たまったところでトイレに流すなどの方法で処理をしています。



避難誘導の表示(左のピクトグラム)、非常時に点滅するフラッシュランプ(右下)、非常放送用のスピーカー(右上)により、複数の方法で緊急情報を提供している例

## 良質な建築物の普及・啓発

まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で、質の高い優れた建築物を「千葉県建築文化賞」として表彰することにより、本県の建築文化の向上、居住環境に対する県民意識の高揚を図っています。



第 25 回（平成 30 年度） 最優秀賞  
「高田 伊藤邸」

H26～H30 表彰結果

回数	年度	応募総数	部門別	部 門	建 築 文 化 賞			
					最優秀賞	優秀賞	入賞	合計
21	H26	52	32	一般建築物の部	1	2	3	6
			20	住宅の部	0	1	2	3
22	H27	54	33	一般建築物の部	1	3	2	6
			21	住宅の部	1	1	0	2
23	H28	98	52	一般建築物の部	0	3	2	5
			46	住宅の部	0	3	1	4
24	H29	81	56	一般建築物の部	1	3	2	6
			25	住宅の部	0	2	1	3
25	H30	75	37	一般建築物の部	0	2	3	5
			38	住宅の部	1	2	1	4
合計		360			5	22	17	44

## 良好なまちづくりのための誘導

良好なまちづくりを行うため、建築協定、地区協定の活用の推進に努めています。

建築協定は住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進することを目的とし、地域住民の合意により、自主的な基準を定めることを認めた制度です。まちづくり手法として地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに成果を挙げています。



ファインコート流山おおたかの森 建築協定

建築協定により建築物の敷地、用途、形態について制限を加えて、住宅地としての良好な環境を維持・増進した例